

質問第一一號

衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなかつた旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年二月九日

浜田聰

参議院議長山東昭子殿



衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなかつた旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問主意書

令和三年一月二十八日の午後十一時に、Twitter上で、翌日の衆議院本会議の質問通告が一部の議員から出ておらず、全省庁省内待機となつていて、業務合理化とは到底掛け離れており、このようないい議員に対して注意や処分は下されないのであるのかという旨の河野大臣宛の書き込みがあつた。なお、当該書き込みは、その後間もなくして削除されている。

このような匿名の書き込みを扱うことに関しては慎重であるべきと考える。しかし、霞が関の働き方改革を進める上で、重要な問題であると考えるために、あえて書き込みの真偽等について質問する。

一 令和三年一月二十八日の午後十一時の時点での衆議院本会議で質問に立つ予定の議員全員から質問通告が政府に届いていたか否か、政府として把握しているのか、伺いたい。

二 前記一について、政府として把握しているとすれば、令和三年一月二十九日の衆議院本会議で質問に立つ予定の議員全員から全ての質問通告が政府に届いた時刻は何時か、伺いたい。

三 いわゆる霞が関の働き方改革がいわれる中、本会議や委員会等の質問通告は、官僚が深夜・早朝まで答

弁の準備に追わされることがないよう早めに行なうことが国會議員にも求められていると考える。働き方改革の一環として、少なくとも前日の夜遅くに質問通告を行うような慣行は改めるべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

なお、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。